

平成 19 年新司法試験審査委員の遵守事項

平成 19 年 9 月 12 日新司法試験審査委員会議申合せ事項

新司法試験審査委員は、試験の公正さに疑念を抱かせかねない行動をとることのないよう留意するとともに、以下の事項を遵守する。

- 1 任期中、受験予備校、受験指導組織、司法試験受験を目的とするグループへの関与は行わない。
- 2 任期中及び任期後にわたり、審査委員として問題作成・採点等に従事した新司法試験の論文式試験について、その解答作成方法を指導したり、作成された解答を採点・添削指導したりすることはしない。

また、審査委員として問題作成・採点等に従事した新司法試験の論文式試験に関して言及する場合に、出題の趣旨等公表された情報を超えて、問題作成・採点等に従事した審査委員にしか知り得ない秘密情報が、特別に提供されたのではないかという疑念を抱かせることのないよう十分に留意する。